

(目的)

第1条 この規程は、学校法人宝仙学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第40条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、役員のうちこの法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員の報酬等とは、役員報酬、役員賞与、退職金とする。この役員の報酬等に、宝仙学園給与規定に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 役員報酬、役員賞与、退職金
- (2) 非常勤の役員 役員報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員一人に対する報酬等の総額（年額、賞与を含む。）の上限額は1,500万円とし、各役員の報酬等の総額はその範囲内で、理事会において決定する。

- 2 常勤の役員の退職金は別表第1に定める算式により算出される額の範囲内で理事会において決定する。細部については、宝仙学園常勤役員退職金支給規定による。
- 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員報酬 毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その直前営業日に支給する。）
 - (2) 役員賞与 毎年7月（支給日に在任していることを条件とする。）
 - (3) 退職金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した日から3か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、毎月20日に支給する。（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その直前営業日に支給する。）
 - 3 報酬等は、役員本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込む方法により支給する。
 - 4 報酬等は、次に掲げるものを控除して支給する。

- (1) 国税および地方税
- (2) 社会保険関係掛金
- (3) その他本人が承諾したもの
(長期休業をした場合の報酬額)

第6条 役員が病気その他事由によって長期休業した場合の報酬等は、1年間又はその任期が満了するまでの間のいずれか短い期間は、原則として支給する。

(費用)

第7条 役員には、別に定める宝仙学園出張旅費規定に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 月の中途における就任、退任、又は解任の場合であっても、当月分の報酬額について、日割計算をすることなく、1ヶ月分を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に100円未満の端数が生じた場合は、50円未満はこれを切り捨て、50円以上100円未満はこれを100円に切り上げる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 (規則番号第455号)

この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (常勤の役員の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数

※上記在任年数は1か年単位とし、1年未満の端数のうち、6ヶ月未満は切り捨て、6ヶ月以上は1年として計算する。

別表第2 (非常勤の役員の報酬)

理事	月額 8万円
監事	月額 8万円